

平成22年度 事業評価書（事前）

働く世代への大腸がん検診推進事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室（鈴木健彦室長）〔主担当〕

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

【政策体系（図）】

| 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|----------|-----------|-------------|----------------------|----------|-------------------|-----------|-----------|------|------------|--------|----------|--------|
| 施策大目標 分野 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | |
| | 地域医療体制の整備 | 医療従事者の確保 | 医療サービスの促進 | 利用者視点に立った医療 | 政策医療（がん、脳卒中、心臓病等）の推進 | 感染症、難病対策 | 医薬品・医療機器の適切な利用の推進 | 血液製剤の安定供給 | ワクチンの安定供給 | 開発促進 | 新医薬品・医療機器の | 医療保険制度 | 健康づくりの推進 | 健康危機管理 |

施策中目標

2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること |
| 2 | 健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること |
| 3 | 健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること |
| 4 | 健康づくり対策（糖尿病、循環器病）を推進すること |
| 5 | がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること |

2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

大腸がんは、罹患数（98,055 人；平成 17 年）、死亡者数（43,354 人；平成 20 年）とも我が国に多いがんであり、大腸がん全体の治癒率は約 7 割、早期であれば 100% 近く完治するが、無症状の早期に発見することが必要不可欠であり、そのための手段として、がん検診が非常に有効とされている。

しかしながら、我が国のがん検診受診率は、諸外国に比べて低い現状である。未受診の理由としては、「面倒だから」、「時間がない」、「受診場所まで遠い」といった理由が多く、また、「検査に伴う苦痛などに不安がある」、「検診を知らない」など、検診に対する理解が十分でないものも見受けられる。

そこで、特定の年齢に達した方に対し、市町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、上記問題を解消し、検診受診率の向上を図ることを目指し、市町村の当該事業に要する費用の一部を新たに助成するものである。

（関連指標の動き）

| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------------------------------|-------------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 1 | 大腸がんによる死亡者数 | 41,097 人 | 41,381 人 | 42,172 人 | 43,354 人 | — |
| 2 | 大腸がん検診受診率 | — | — | 22.7% | — | — |
| （調査名・資料出所、備考等） | | | | | | |
| 1. 人口動態統計（厚生労働省） | | | | | | |
| 2. 国民生活基礎調査（厚生労働省） ※3年に1度の調査 | | | | | | |

3. 事業の内容

（1）実施主体

市町村

（2）概要

特定の年齢に達した方に対し、市町村が大腸がん検査キットを対象者に直接自宅に送付することにより、がん検診の重要性等を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能と

する体制を構築することにより、検診受診率の向上を図ることを目指し、市町村の当該事業に要する費用の一部を新たに助成するものである。

(3) 目的

我が国のがん検診受診率は諸外国に比べて低いことから、がん対策基本計画では、平成23年度末までにがん検診受診率を50%以上とすることを目標としているが、がん検診を推進させるためには、検診体制の強化が不可欠である。

大腸がん検診は、安全、簡単で、一度に多くの検査が実施可能である等、検診方法として非常に優れたものであり、胃がん、肺がん検診と比べ、死亡率減少の効果があることがよく分かっている検診であるが、現状として、男女とも受診率が低い状況となっている。

このため、本事業を実施することにより、大腸がん検診の受診率向上を図り、ひいては、大腸がんによる死亡者数の減少を目指す。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求・要望額「元気な日本復活特別枠」で要望：5,505百万円

働く世代への大腸がん検診推進事業全体に係る予算の推移：

| H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| — | — | — | — | |

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築するために要する経費の一部を補助することにより、大腸がん検診の受診率向上が図られる。

また、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が期待でき、国民の健康の保持増進に寄与することから、本事業には一定の公益性がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、市区町村の財政負担を一律に緩和し、地域差なく大腸がん検診を行う契機となることから、大腸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図るために要する経費に対して、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、民営化・外部委託になじまない。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

本事業において、より多くの方々の大腸がんの早期発見を行うことにより、早期治療へと結びつけ、ひいては大腸がんによる死亡者数の減少が図られる。

(検証)

本事業による大腸がん検診受診率の上昇により、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が見込まれる。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、大腸がん検診の受診者数が増加し、大腸がんに起因する死亡数の減少が見込まれることから、一定の効果が期待されるものである。

(4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

5. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を**特別枠にて要望**する。

6. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

| 指標名 | 目標値（達成水準／達成時期） | 事業と指標の関連 |
|-----------------------------------|----------------|------------------------------------|
| 大腸がん検診 受診率の上昇 | （50％／平成28年度） | 本事業による検診体制の確立により、大腸がん検診の受診者数が増加する。 |
| （調査名・資料出所、備考等） 国民生活基礎調査（厚生労働省） | | |

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を5年間にわたり測定し、平成28年度において、本事業の対象者における受診率の向上効果を検証することとする。

7. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等は以下のサイトで確認できる。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページである。